

NSD健保公告305号

令和8年6月19日

組合員 各位

NSD健康保険組合

理 事 長 三池 真優子

NSD健康保険組合同規約の一部変更について

令和8年4月1日付で当組合同規約の一部を下記のように変更いたしましたので、健康保険法施行令第3条2項により公告いたします。

記

1. 変更理由

・令和8年4月1日付で株式会社アートテクノロジーが子会社である株式会社AGMを吸収合併することになりましたので、株式会社AGMを規約第4条の設立事業所から削除いたします。

2. 変更内容

第4条中
「株式会社AGM 福井県鯖江市」
を削る。

附則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

以上